

#### ④法定相続人の確定（戸籍にて）

この作業は、戸籍を市役所・役場で取得して調査する必要があります。  
自分の相続人はこの人だからと言っても通用せず、**財産の名義変更手続きが出来ません。**

**（※最終的に法定相続人全員による話し合いで財産の分配方法を決めます。法定相続人が1人でも欠けた話し合いでは、財産の分配ができず、当然に財産の名義変更は不可能となります。そのため、相続手続きにおいては、誰が相続人となるのかきちんとした調査が必須となります。）**

法定相続人の確定の仕方をまとめましたので、参考に進めてください。

法定相続人の確定には、亡くなった方（被相続人）の出生から死亡までの全ての戸籍謄本を取得する必要があります。

- I、まず、亡くなった方（被相続人）の本籍のある市役所（役場）にて、全ての除籍謄本・戸籍謄本・改製原戸籍を取得してください。
- II、亡くなった方（被相続人）が生涯同じ本籍地であれば、一つの市役所（役場）で全て揃いますが、そうでなければ、以前の本籍地の市役所（役場）にて前項と同じ作業をしなければなりません。
- III、戸籍が全て揃ったら、内容を見ながら家系図（相続人関係図）を作成してください。家系図が出来たら、以下に記載の、相続人と法定相続分を参照し、誰が相続人になるのか確定してください。

### 相続人と法定相続分

※配偶者は常に相続人となります。

※前順位の相続人がいる場合、後順位者は相続人となりません。

子がいる場合…配偶者と子が相続人。

（第一順位）

配偶者と子がいる場合の相続割合 = 配偶者 $1/2$ 、子 $1/2$

※ 子が複数人 =  $1/2$ を子供間で等分割

- ※ 子が死亡 = その子の子、つまり孫が代襲相続人  
孫がない場合、次順位の相続人が相続
- ※配偶者が死亡 = 子が全遺産を相続

子がない場合…配偶者と直系尊属(親・祖父母)が相続人。

(第二順位)

配偶者と直系尊属の相続割合 = 配偶者 $2/3$ 、直系尊属 $1/3$

- ※配偶者が死亡 = 直系尊属が全遺産を相続

子も直系尊属もない場合…配偶者と兄弟姉妹が相続人。

(第三順位)

配偶者と兄弟姉妹の相続割合 = 配偶者 $3/4$  兄弟姉妹 $1/4$

- ※ 配偶者が死亡 = 兄弟姉妹が全遺産を相続
- ※ 兄弟姉妹が死亡 = その子(甥・姪)が代襲相続

上記が相続人と法定相続分(法律で決められて遺産の分ける割合)です。分かり辛い部分があるかと思います。不明点は、お気軽にお問い合わせください。